予 防 予 第 １ ７ 号
平成３０年３月２０日

事務担当者各位

北はりま消防本部消防部予防課長

自動火災報知設備の発信機に係る誤起動の防止措置について

下記については、消防法施行令第３２条の規定を適用し、自動火災報知設備の発信機誤起動防止措置として差し支えないものとする。

記

１　透明アクリル板等でカバーし、外部からは発信機であることを容易に識別できるものであること。
２　上記１のカバーについては用手により容易に開放できるものであること。

＊　例示商品　　東京プラスティック株式会社製セーフティ・キーパー